

広報

どうし

道志村民憲章

私たちの七里は、緑と清流と歴史の郷です。この地に生きること誇りをもち、平和な村を築くため、ここに憲章を定めます。

私たちは

- 一、自然を愛し平和な村をつくります。
- 一、生産に励み豊かな村をつくります。
- 一、伝統を重んじ、教養を高め、文化の村をつくります。
- 一、人情といたわりの心を養い、福祉の村をつくります。
- 一、明るく健康で、活力ある村をつくります。

2006 July 7 月号



村内一斉清掃・一斉消毒

「富士北麓市町村合併研究会」

へ参加することが決定！

この度道志村では、市町村合併に関する新たな枠組みの方向性を調査・研究することを目的として、富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村の六市町村で構成する「富士北麓市町村合併研究会」へ参加することとなりました。

「富士北麓市町村合併研究会」へ参加することとした理由は、最近の各種調査結果において、通勤者、高校就学者、日常の買い物動向(商圈)などで、富士北麓地域が増加していることや、村の大動脈である国道413号の導線上に位置する富士北麓地域との経済、観光、防災等での繋がりが深いことが挙げられます。

また、県の組織変更により村内の国道・県道の建設・維持管理や福祉、保健、医療、介護等の管轄が富士吉田合同庁舎に異動したこと等から、富士北麓地域の市町村と共通する事務事業や課題処理なども多く出てきているので、将来の合併の枠組みを決定していく上でも、富士北麓地域の市町村と調査・研究することは必要かつ重要なことであると判断されます。

道志村の経済圏域は地勢上の立地条件等から、

①山中湖村・忍野村を含む富士吉田市方面、②都留市方面、③神奈川県相模原市方面の三極に大別されているが、山梨県における広域行政圏の枠組みは、昭和45年度当時から東部広域行政圏に位置付けられており、富士北麓広域行政圏とは、住民生活上での日常的な繋がりが多くありながら、広域行政圏の違いにより、今まで行政レベルでの広域的な諸問題について具体的に調査・研究する場が少なかったとも言えると思います。

このような中で、「富士北麓市町村合併研究会」が再開されることから参加を申し込んでいたところ、5月26日開催の同研究会の職員レベルでの会議において道志村の参加が承認されたことから、次回の会議から出席する運びとなりました。

なお、津久井町の合併により相模原市と隣接する自治体となったが、村では国道413号の全線の整備促進や道志川の流域自治体、神奈川県民の水源地としての共通性を持つことから今後相模原市とも必要な協議を行う中で、共通する課題解決のために出来る限り連携を執りながら推進していくことも計画しています。

いずれにしても、調査・研究・協議したことについては、住民に提示し、村の将来の合併の選択肢に生かして行きたいと考えます。

(まちづくり調整室)



村と郵便局の自動払込取扱確認書の交付式

村税や保険料・水道料などの口座振替について、今まで山梨県民信用組合(旧谷村信用組合)のみが可能でしたが、平成十八年六月三十日以降に納期が定められている村税(料)より、郵便局の自動振込も可能となりました。

希望される方は、役場総務課または、郵便局窓口にて「預金口座振替依頼書」がございましたら、記入していただき希望される金融機関において申し込みください。

お問い合わせは・・・道志村役場

総務課 税務担当

TEL(五二)二二一一 まで

郵便局の口座から
村の税金などが
自動払込ができます



平成18年度地籍調査事業・川原畑地区を実施

地籍調査にご協力ください

地籍調査は、国土調査法に基づく調査で土地の国勢調査と言われている大切な調査です。

現在使われている登記簿や公図は、明治時代に作られたもので長い年月の経過により、現況と変わってきています。これを最新の測量方法により、公図と登記簿を訂正し、土地の正確な位置・形状・地番・地目・面積を明らかにします。そして完成した地図（地籍図）はその正確性から公共事業に役立つばかりでなく、復元可能ですから後日の境界問題に大きな力を発揮します。

平成18年度地籍調査実施区域略図



●調査方法は

一筆地調査といい、登記簿・公図及び地形地物などを参考に一筆ごとに地番、地目、境界を現地で確認します。

●境界への杭打ちは

土地所有者の皆さんには、「一斉杭打ち日」に隣接土地所有者と立会の上、杭を打っていただきます。一度打った杭は皆さんの土地を測量する基になりますので、動かしたり抜いたりしたい場合は、事前にご相談下さい。土地所有者の皆さんに一齐に杭を打っていただくため、通知しますのでご協力ください。打たれた杭は地籍調査係と推進委員及び委託業者が確認をした後、測量を行います。

●測量調査結果は

調査・測量が済みますと、来年夏以降に地図（地籍図）と地番・地目・面積（地籍簿）を確認していただくため20日間の閲覧を行います。誤りがなければ国の認証を得て法務局に送付し、登記簿と公図が訂正されます。

●一筆地調査で境界が決まらなかった場合は

筆界未定として処理し、境界線がはいりません。この場合建築確認申請、農地転用などの手続きで許可されない場合があります。調査以後に境界が決まった場合には、個人の負担（測量費等）で筆界未定の解消処理をしなければなりませんので、今回の地籍調査の際に境界を確定されることをお奨めします。

●調査前の心得として

説明会の資料・内容を把握してください。隣接地との境界は、事前によく話し合って確定しておいてください。

大切な土地を子孫や後世に伝えていくためにご協力をお願いします
問い合わせ先 産業振興課 地籍調査係 TEL 52-2114



消防職（初級職又は上級職）を募集

都留市消防署職員を若干名募集しています。

初級 昭和59年4月2日から平成1年4月1日までに生まれた方で高等学校卒業（平成19年3月卒業見込みを含む）以上、またはこれと同等以上の資格を有する方。

上級 昭和54年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた方で大学を卒業（平成19年3月卒業見込みを含む）以上またはこれと同等以上の資格を有する方。

- 消防職においては、身体強健で、身長おおむね160センチメートル以上、体重おおむね52キログラム以上あり、視力、色覚、聴力が正常で職務執行支障ない方。

受験手続及び受付期間等

8月1日(火) から8月15日(火) まで受験申込書（受験票付）に必要書類を添付して、

都留市総務部総務課まで提出してください。
（受験申込書は総務部総務課で7月3日（月）から配布します。）

試験日及び会場

第一次試験 9月17日(日) 市役所大会議室
第二次試験（第一次試験合格者のみ）11月上旬

試験の方法

- (1) 第一次試験（筆記試験）
一般教養試験・適性検査等
- (2) 第二次試験（面接・作文試験）

合格者発表

第一次試験合格者 10月中旬
最終合格者 11月中旬

※道志村の消防署に勤務予定は1名です。
道志村の皆さんに受験していただくようお願いいたします。

お問合せ先

都留市総務部総務課 職員担当まで
TEL 43-1111 内線 204番

道志農業振興地域整備計画の 見直しを実施します

道志村では、平成十四年度に農業振興地域の見直しを行ってから四年が経過し、その後諸情勢の変動等もあることから農業振興地域の見直しを実施することになりました。つきましては、次のとおり農業振興地域除外申請の相談を受け付けますので、直近に農用地区域内の農地を農地以外（住宅・資材置場・駐車場・工場・道路・植林等）に転用する予定がある場合は、産業振興課までご相談ください。

受付期間

平成十八年七月十日(月)～
七月三十一日(月)

受付場所

道志村役場 産業振興課
TEL(五二)二二一五(直通)

農用地区域からの除外要件

農用地区域の除外にあたっては、次の要件をすべて満たす場合に限り、これらの要件が一つでも該当しない場合、農用地区域から除外

することはできません。

①農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、変更に係る土地利用を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること。

②農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

③農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

④補助による土地改良事業又はこれに準ずる事業で農業用排水路の新設、区画整理、農用地の造成等の施行に係る区域にある場合は、事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して八年を経過した土地であること。

開

設

都留児童相談所子どもメンタルクリニック

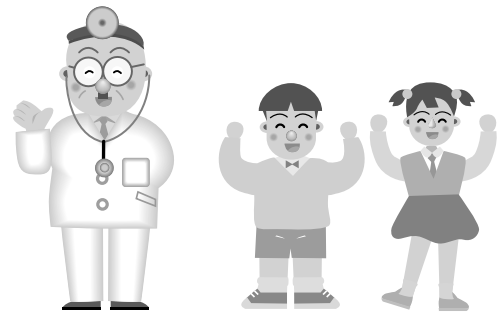
山梨県では、こころのケアが必要な子どもや発達診断が必要な方の治療を目的に、「子どもメンタルクリニック」を都留児童相談所に開設します。

※クリニックの利用方法は…

おもに、児童相談所、教育センター、発達障害者支援センター等関係機関からの紹介による予約診療を行います。

※診療内容・対象は…

- ・診療科：児童精神科
- ・情緒、行動上の問題を抱えるこども
- ・児童虐待（親子）
- ・発達障害（ADHD・LD・自閉症など）



※診療日時・場所は以下のとおりです※

木曜日は…

都留児童相談所

都留市田原三丁目5-24

AM 9:00~12:00

お問い合わせ先

子どもメンタルクリニック

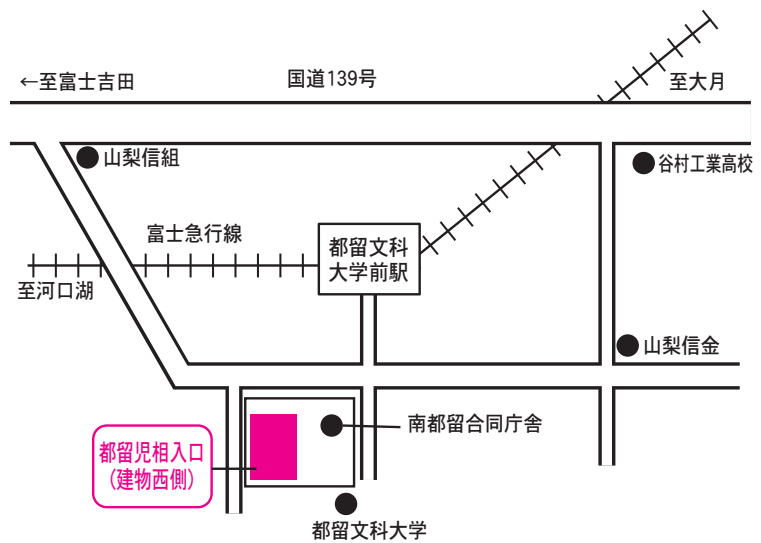
〒400-0005

山梨県甲府市北新1-2-12

山梨県中央児童相談所

(山梨県福祉プラザ内)

電話 055-254-8650



老人医療について

村内に住所のある方で医療保険に加入している皆さん、

こんなとき届出を

転入・転居・転出した時、又加入している保険証が変わったときは必ず役場住民健康課へ届けてください。

国民年金から 学生納付特例制度

この制度は国民年金保険料学生納付特例申請書で申請して承認されると、二十歳以上の学生については、国民年金保険料が卒業まで猶予され、十年以内に追納ができます。(ただし、毎年度申請が必要です。)

適用基準

◎対象となる学生とは、二十歳以上の大学(大学院)や短大、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校などに在学する。昼間、夜間、定時制、通信課程の学生です。
◎学生本人の前年所得が、一定額以下の場合

問い合わせは、

住民健康課 年金担当まで。

18年度 粗大ゴミ収集について

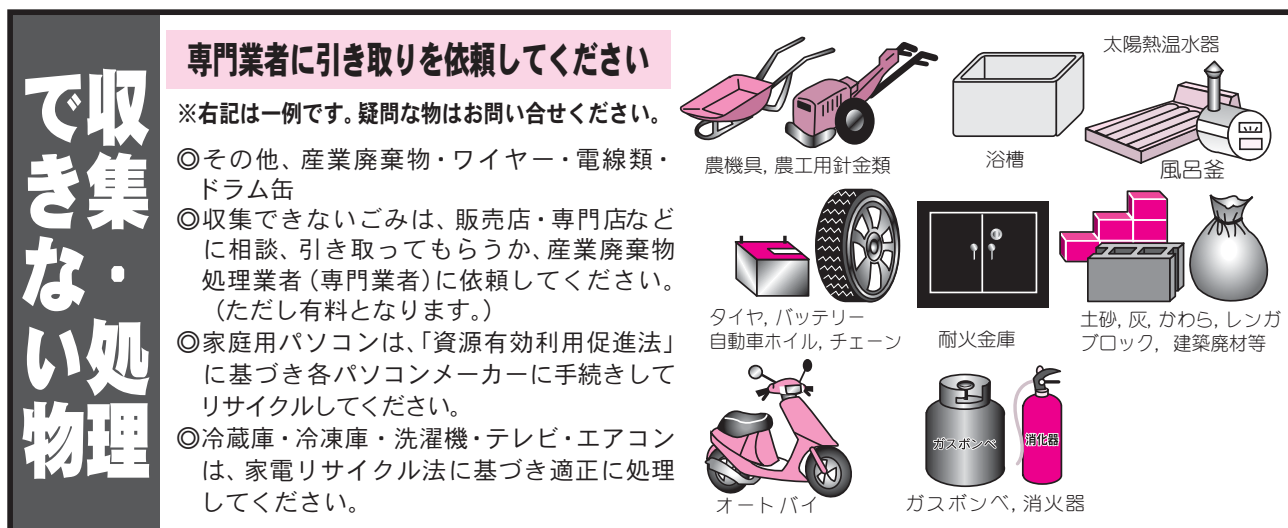
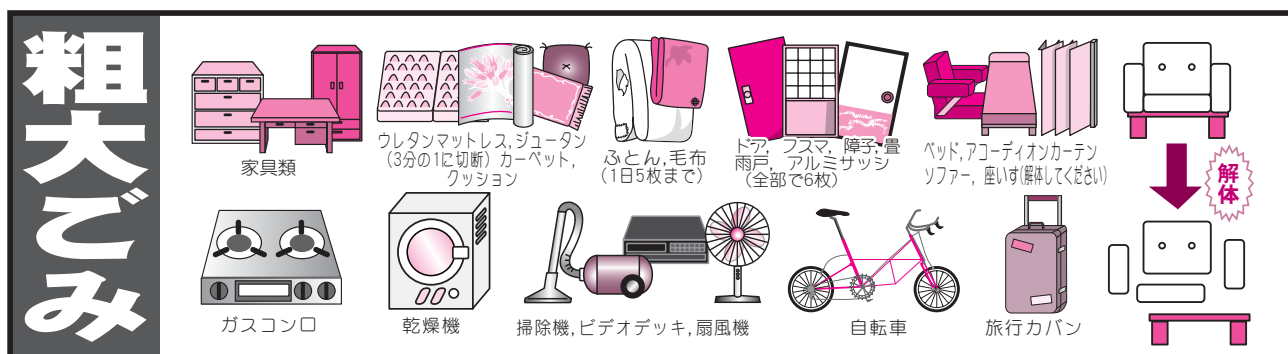
当日収集場所に業者がいますので直接渡してください。

粗大ゴミ収集日

収集場所	収集時間	収集時間
善之木体育館駐車場	平成18年7月2日(日)	午前7時から午後2時まで
唐沢体育館駐車場	平成18年7月9日(日)	午前7時から午後2時まで
道志中学校グラウンド	平成18年7月16日(日)	午前7時から午前10時30分まで
道志小学校駐車場		午前10時40分から午後2時まで
旧久保分校グラウンド	平成18年7月23日(日)	午前7時から午前10時30分まで
月夜野消防団詰所		午前10時40分から午後2時まで

粗大ゴミには収集できるものと、収集できないものがありますので確認してください。

収集時間を守ってください。



注意事項

- ソファ・ベッド等のスプリングマットは、解体して、スプリングとマットレスに分けて出してください。
- アコーディオンカーテン・マッサージ機・座いす等で中に金属が入っている場合は解体して別々に出してください。
- ふとんは、ヒモで縛って出してください。
- スピーカー・プレーヤー(家電製品)等の電気コードは、切って出してください。
- 解体のできる物は、金属と可燃ごみに分けて出してください。